

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

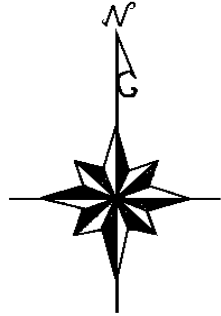
市道廃止申請に伴い路線を廃止する必要が生じたので、道路法第 10 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定にもとづき、次の市道路線を廃止する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青 1 2 5 8 号線	青梅市東青梅 5 丁目 1 8 番 1 0 青梅市東青梅 5 丁目 1 8 番 1 0		別 記 図 面 表示のとおり

市道路線廃止略図



青梅市東青梅5丁目地内



廃止する市道路線

延長

35.31メートル



議案第17号の付属資料

市道路線の廃止資料

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m ²	道路部面積 m ²
17	青1258号線	35.31	4.00	—	—	—